

令和4年度 MaaS 導入に向けた調査検討業務委託
公募型プロポーザル実施要項（案）

1. 目的

この要項は、本業務を委託するにあたり、価格のみだけでなく、企画力、創造性、専門性及び実績等を備えた受注候補者を選定するために行うものである。

2. 業務概要

- (1) 実施主体 : 佐渡市地域公共交通活性化協議会
- (2) 業務名 : MaaS 導入に向けた調査検討業務委託
- (3) 業務内容 : 別添、「MaaS 導入に向けた調査検討業務委託仕様書」のとおりとする。
- (4) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和5年2月28日
- (5) 提案上限額 : 3, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

3. スケジュール（予定）

手続き	期間等
企画提案書提出期間	令和4年9月30日（金）から 令和4年10月12日（水）まで （土日・祝日を除く9時から17時まで）
質問書受付期間	令和4年9月30日（金）から 令和4年10月5日（水）まで （土日・祝日を除く9時から17時まで）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和4年10月18日（火）午後
審査選定結果の通知	令和4年10月20日（木）

4. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の遂行に必要とされる知識、実績又は同様の経験を有し、資金等においても十分な管理能力を備えていること。
- (3) 令和3・4年度佐渡市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

(8) 地域公共交通における調査分析・計画策定にあたっての業務実績を有すること。

5. 参加申込手続等

企画提案者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

② 企画提案書（任意書式） 1部

③ 見積書（様式第2号） 1部

④ 添付書類 5部

会社概要が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出方法

持参又は郵送、電子メールによる提出可

電子メールで提出した場合には着信を確認すること。提出書類はPDF形式で提出することとし、Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なものとする。

(3) 提出期限

令和4年10月12日（水）午後5時まで

※メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、下記の提出先へメールで連絡してください。

(4) 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地（佐渡市観光振興部交通政策課内）

佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局 計良・森田

TEL：0259-63-3184

メール：k-koutsu@city.sado.niigata.jp

6. 質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）にて提出すること。

(1) 提出方法

電子メール k-koutsu@city.sado.niigata.jp によること。

※件名は「MaaS導入に向けた調査検討業務に関する問合せ」とする。

(2) 質問受付期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月5日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

ご提出いただいた質問は、原則3日以内に質問者に電子メールで回答します。

7. 企画提案書等作成要領

企画提案書等には、以下の要領で作成すること。企画提案書等のサイズはA4版（横書き、要ペー

ジ番号)とする。ただし、図表などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

(1) 企画提案書表紙(任意:参考フォーマットにより作成)

(2) 会社概要

※会社パンフレット等添付可

(3) 企画提案書の作成

企画提案書には次の項目順で内容を記載すること。

① 業務実績

・本業務に類似する実績について、業務名称、発注機関、受託金額、履行年度、業務概要を記載すること。(最大5件)

② 業務実施方針

・本業務を実施する際の実施方針を記載すること。

③ 業務実施体制

・本業務を実施するために必要な人員体制を記載すること。

・管理責任者1名、スタッフ1名以上を配置し、本業務における役割を記載すること。

④ 業務を実施する際の手法及び留意点

・業務仕様書を踏まえた調査の手法及び調査結果の分析や取りまとめ手法と、その際に留意すべき事項及び具体的な提案内容等について記載すること。

⑤ その他提案事項

業務仕様書に記載した内容に加えて、必要と考えるその他の調査・検討内容を提案すること。

(4) 提案見積書

本業務遂行に必要な経費を計上するものとし、その根拠となる積算内訳を提出すること。

8. 受注候補者の選定

(1) 選定審査会の設置

応募された提案については、協議会が設置する選定審査会の審査員が、評価基準に基づいて、提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、合計点数が最も高い1者を受注候補者として選定する。

(2) 選定方法

審査は、企画提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

① 日時:令和4年10月18日(火)午後

※出席時間については、別途連絡する。

② 場所:佐渡市役所3階小会議室(新潟県佐渡市千種232番地)

③ 出席者:提案者側の出席者は2名までとする。

④ 説明時間:プレゼンテーションは1社15分程度、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

⑤ 資料等:選定審査会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

(3) 評価基準

評価項目	評価の観点	配点
①業務実績	・地域公共交通に関連する調査分析、計画策定にあたっての業務実績があり、知識・経験は十分である。 ・MaaS関連業務の実績を高く評価する。	15
②業務実施体制	・業務を効果的に実施する能力を有する者が主担当者として確保されている。 ・業務を期間内に完了できる工程、体制、人員となっている。	20
③提案内容	・本市における地域公共交通の課題認識、理解がある。	10
	・現状把握の調査やデータ分析方法が具体的かつ適切に提案されている。	20
	・専門的知識や経験を活かした独自性のある提案で、具体的かつ適切な提案となっている。	20
④資料・説明	・提案書作成に創意工夫がある。 ・分かりやすいプレゼンテーションである。 ・質疑に対する的確な応答である。	10
⑤見積価格	・見積額が妥当である。	5
合 計		100

9. 審査結果の通知

審査結果は、令和4年10月20日（木）までに全ての提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は佐渡市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、審査委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

10. 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「4. 参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。
- (2) 「7. 企画提案書の提出」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (3) 企画提案書その他提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11. 契約の締結

(1) 契約手続等

受注候補者とは佐渡市地域公共交通活性化協議会との間で随意契約を締結する。ただし、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、選定結果が次点の者を受注候補者とする。

なお、契約にあたっては、提案内容の見積額をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

(2) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、協議会が示した仕様書及び受注候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、事業目的達成のために必要と認めれる場合は、協議会と受注候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

12. その他留意事項

- (1) 企画提案は1事業者1提案とする。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めない。
- (3) 提案者から提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。